

和泉市職員措置請求書

件名

違法な弁済充当の合意に伴う損害賠償請求

1. 請求の要旨

(1) 請求の対象行為

和泉市長井坂善行及び和泉市病院事業管理者山下隆史は、大阪府市町村職員互助会(以下互助会)に対する違法な補給金支出に伴う損害賠償請求訴訟(平成17年行ウ第119号、以下本件訴訟)において、和泉市が互助会に対し損害賠償請求権を保有したときは、互助会の退会給付金制度廃止に伴い和泉市が互助会から受給した返還金(以下返還金)を前記損害賠償請求権の弁済に充当する旨の互助会の申し込みに合意した。

この合意により和泉市は本来得られた筈の損害賠償金を受領する事が出来ず、和泉市に損害を与えた。

(2) 前記行為の違法・不当の理由

ア 互助会への不当利得返還請求権について

本件訴訟の判決では退会給付金への補給金の支出を違法と認定し、市が互助会に支出した補給金の7割が退会給付金の支出に当てられたとして、これに相当する補給金(市長部局及び水道事業の合計1億1801万円、病院事業2846万2792円の合計1億4647万8137円)を和泉市の互助会に対する不当利得返還請求権と認定した。(平成17年行ウ第119号 判決文 P18、事実証明第一号)

イ 互助会からの返還金について

互助会は市民の職員厚遇への批判や別途提訴され最高裁に継続中の本件と同様の訴訟の帰趨を考慮し、退会給付金制度の維持は困難と判断し制度を廃止した。それに伴い退会給付金の支給に備えて保有していた流動資産700億円を、職員の掛金相当分として現職の職員に600億円、残りの100億円を清算金として各自治体に直近の補給金の支出比率で案分のうえ返還し(以下返還金)、和泉市は2億1435万6247円を受領した。(事実証明第二号)

ウ 返還金の性格について

互助会は退会給付金制度廃止に伴う清算金として、前記イのように職員と自治体に配分したが、この配分は到底合理的な配分とは言えない。市は互助会に職員の福利厚生事業を委託し、その委託料として補給金を支出していた。その委託事業の一つとして退会給付金制度があり、この給付に備えて責任準備金として前記700億円を保有していた。しかるに退会給付金制度の廃止は委託事業の一部廃止にあたり債務不履行に相当する。職員及び自治体はこの債務不履行の見返りと

して本件返還金を受領したと言える。そうすると、返還金の職員と自治体への配分はそれぞれの掛金(自治体にとっては補給金)の比率で案分することが一般的かつ合理的であるところ、職員の掛金相当分の全額を職員に返還し、その残余を自治体に返還した結果、自治体への返還は不当に低く抑えられる結果となった。

更に言えば、本件訴訟で自治体からの補給金を退会給付金の原資とすることは違法であると認定されたことから、遡って考えれば過去の退会給付金はまずもって職員の掛金から充当すべきである。ところが過去の退会給付金の支給実績は同じく職員の掛金を遙かに上回っており、このことは残存していた流動資産700億円には職員の掛金分は全く残っていないと考えるべきである。そうであれば流動資産の全額を自治体に返還すべきと考えるのが至当である。

又以上の論点を抜きにして考えても、職員の掛金は自らへの退会給付金以外の給付事業にも既に費消されているから、職員の掛金の全額を返還しなければならない合理的理由もない。(事実証明第三号)

エ 弁済充当の合意

本件訴訟の口頭弁論期日(平成19年10月18日)において、上記趣旨の返還金を不当利得返還請求権に対応する弁済に充当する旨の互助会からの申し入れに対し和泉市長井坂善行及び和泉市病院事業管理者山下隆史は代理人を通じてこれを受諾した。(平成17年行ウ第119号 判決文 P19、事実証明第一号)

オ 違法な弁済充当の合意

今回互助会が弁済の充当を申し入れた返還金は、すでに述べたように本来返還されるべき金額に対し極めて少額であり、返還金の性格からしても他のいかなる互助会の債権にも充当すべき性格のものではない。ちなみに互助会は本件裁判の不当利得請求権を有しない他の自治体についても同様な返還金を支出していることから返還金と本件債権とは何ら関係のないものである事は明らかである。

弁済充当すべき合理的理由もなくこのような無用な合意をした結果、和泉市は本来得られたはずの損害賠償金を受領出来なかったもので、市長らの裁量の範囲を超え違法な合意である。今回の弁済充当の合意は本件訴訟対策でなされたものでしかなく、市長等のとるべき態度ではない。

本件と同様の訴訟である堺市の互助会訴訟(大阪地裁平16(行ウ)第90号

事件名:損害賠償等(住民訴訟)請求事件

年月日等:平19.11.22 第7 民事部判決で

「被告ら及び互助会の上記弁済充当の主張は、堺市の財政にとって、法律的、形式的にはともかく、実質的には不利益になると思える合意を訴訟代理人を通じて行い、それを抗弁とするものであり、住民訴訟における被告らの訴訟行為としての妥当性という点では疑問の余地もあるが」とも言っており、本件合意が当該自治体にとって不利益になることを明らかにしている。

尚本件判決ではこの弁済充当を有効なものとしたが、弁済充当そのものの有効性を判断したにとどまり、そのような合意を行った市長らの責任を判断したものではない。

カ 手続き的違反

本件判決は、和泉市が互助会への不当利得返還請求権を有することを認めたが、本件弁済充当の合意により、損害が無くなったとして不当利得返還請求権が消滅し原告敗訴となった。

このような弁済充当の合意は、本件訴訟での互助会への不当利得返還請求権を実質的に消滅させる行為であり、これはまさしく「地方公共団体の有する財産権その他の権益を対価無く減少させる行為」そのものであり、市が保有する権利を放棄するときは、議会の議決が必要なところ(地方自治法第96条第1項第10号)このような議決はなされておらず、手続き上も違法な合意である。

又地方公共団体の長が議会の議決を経ずに請求権の放棄をし得る要件については、地方自治法施行令171条の7で詳細に定められているが、本件充当合意による債権放棄がこれにあたらぬことは明白である。

(3)和泉市の損失

違法な弁済充当の合意が無ければ得られたはずの損害賠償金1億4647万8137円が和泉市の損失となる。

(4)市長及び和泉市病院事業管理者の責任

違法な弁済充当の合意により市に損害を与えたことは、市の財産を適切に管理せねばならない市長の職責(地方自治法第149条の6)を放棄するもので、善管注意義務違反に当たる。病院事業管理者についても同様である。

(5)措置請求事項

和泉市長は井坂善行に対し、和泉市病院事業管理者は山下隆史に対し前記損害額に相当する金員の返還を請求せよ。

2. 請求者

住所 和泉市緑ヶ丘2丁目13番地の10

職業 オンブズ和泉代表

氏名

住所 和泉市緑ヶ丘2丁目13番地の10

職業 和泉市市議会議員

氏名

地方自治法施行令第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明を添え、必要な措置を請求します。

平成20年10月15日

和泉市監査委員 様

別紙事実証明

第一号 平成17年行ウ第119号 判決文関係箇所抜粋

第二号 退会給付金制度廃止に伴う清算金(返還金)について(通知)

第三号 互助会決算集計表(請求人作成)

以上